

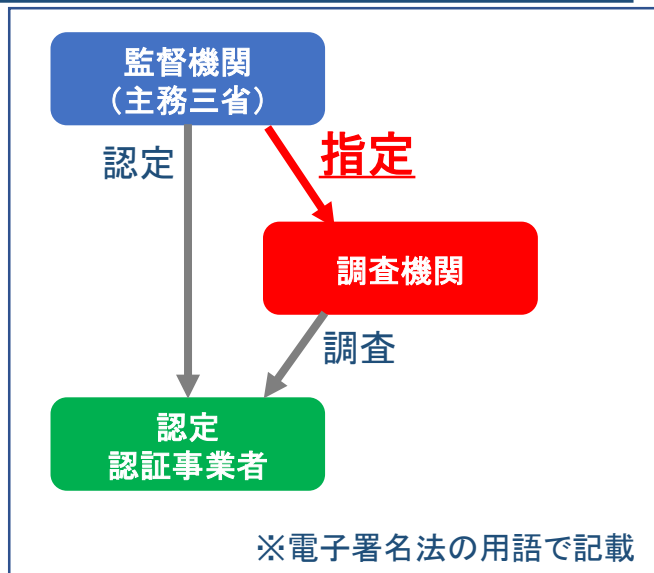
調査（監査）機関の要件

（第4回 日本データ通信協会資料抜粋）

2020年10月20日

(3) 調査(監査)機関の要件

電子署名法の枠組み



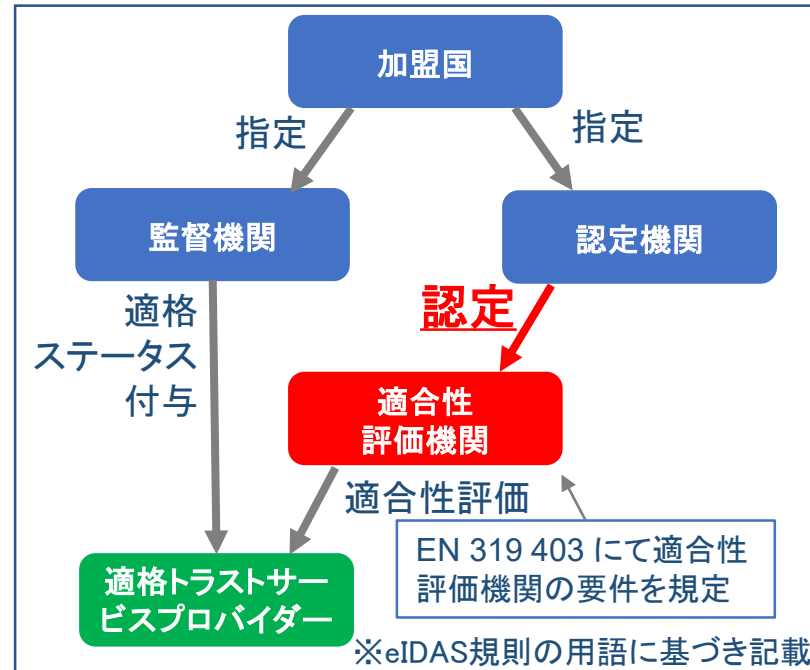
調査機関の指定の基準(電子署名法第20条)

- 経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 役員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼさないこと
- 調査の業務以外の業務により調査が不公正にならないこと
- 指定により調査の適確かつ円滑な実施を阻害しないこと

- 指定の有効期間: 5年(法第22条第1項、施行令第2条)
- 秘密保持に関する事項(法第23条)
 - 調査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない
- 調査業務に関する事項(法第25条)
 - 調査の業務に関する規定を定め、主務大臣の認可を受けなければならない
 - ✓ 調査の業務に関する秘密の保持に関する事項、調査の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項 等 (指定調査機関等に関する省令第8条第6号、7号)

(3) 調査(監査)機関の要件

eIDAS規則の枠組み



• EUにおける認定の仕組み (EN 319 403, ISO/IEC 17065)

- 財務上の安定性及びその運営に必要な経営資源をもたなければならない
- その運営から生じる債務を担保できる適切な備え(例えば, 保険又は準備金)をもたなければならない。
- 公平性に対するトップマネジメントのコミットメントがなければならない。
- 適法性評価以外の活動が適合性評価の公平性を損なわないこと 他